

青森県八戸児童相談所長 様

青森県八戸児童相談所の第三者評価
報告書

(令和 6 年度 1 月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関



総評

(2024 年 10 月 15 日(火)～16 日(水) 実地調査実施分)

総評

【優れている点】

専門職としての意識の高さ

・職員個々が、こども家庭ソーシャルワークの基本を押さえ、児童相談所業務に対して前向きな姿勢で、常に子どもと親に対するより良い支援は何かを考えながら丁寧なケース支援をしています。また、福祉専門職として、ソーシャルワークの力量を高める意識と意欲を強く持っています。

・経験の浅い職員がスーパーバイザー(以下、「SV」)や先輩職員に対して、気軽に相談できる職場の雰囲気形成されています。職員間で円滑なコミュニケーションがない状況では、児童相談所で組織的な仕事することは困難ですので、管理職は職場環境のさらなる向上を目指し、引き続き意図的な組織マネジメントに努めていただきたいと思います。

社会的養護児童への支援

・虐待ケースへの介入支援だけでなく、平成 28 年の児童福祉法改正の趣旨を踏まえて、施設等で生活する被虐待等の子どもの権利擁護、子どものパーマナンスを重視し、現在の業務に追われ見過ごしがちな施設等の子どもに焦点を当て、適切な支援の在り方を考えています。その具体策として、里親・施設ケースを重点的に支援する専管部署(里親・施設班)の設置を行ったことは適切な取組みと考えます。年度当初に全ての里親・施設ケースの支援の見直しと方針策定を行い、計画的に訪問面接と家族再統合に向けての取組みを実施し、一定の効果を上げていることは評価できます。当該部署の職員は、人手不足で十分な支援ができていないとのジレンマに陥っていますが、現在の取組みは理にかなった正しい方向性と考えられますので、今後は職員体制の強化を図り、より適切な支援ができることを期待します。

意見聴取等措置への対応

・令和 6 年 4 月施行の子どもの意見聴取等への取組みとして、昨年度、県児童相談所全体でワーキングチームを立ち上げ検討し、子どもからの意見聴取時の面接留意点をまとめ、子どもからの意見聴取チェックリストを作成しています。それら成果物をツールとして、子どもに対しての意見聴取等を確実に実践している点は評価できます。第三者のアドボケートによる意見表明等支援事業については、来年度実施に向けて準備作業中とのことですので、子どもの意見表明権の体制整備に向けての取組みも期待します。

虐待死防止に向けての取組み

・昨年度、貴所で発生した虐待死事件に関して、検証委員会報告を待つことなく、全職員で振り返り作業を実施したことは、虐待死した子どもの命を無駄にしない、二度と同様な事件を発生させてはいけないとの組織全体としての強い姿勢を感じます。振り返り作業で反省点となった、SV と担当者だけに任されていた虐待ケースの進行管理を廃止し、全てのケースを援助方針会議で組織的に検討する仕組みに改めたことは、適切な対応と考えます。また、毎週定例的に所長、課長、SV でミーティングを行い未処理ケース等の確認をし、組織としての進行管理を行っていることも適切な対応と考えます。今後、検証結果報告で指摘される点については、貴所だけでなく県児童相談所全体及び県行政の課題と真摯に受け止め、二度と虐待死事件を発生させないように努めていただきたいと思います。全国の虐待死事件の検証結果報告では、同じ過ちを繰り返して

いる傾向があると指摘されています。人事異動で職員が大きく変わっても今回の虐待死事件の教訓が忘れられることがないよう、例えば、虐待死した子どもの命日月に検証結果報告を振り返るなど県児童相談所として虐待死を風化させない取組みについて、検討してはいかがでしょうか。

- ・併せて、職員アンケートの結果からは、職務実態に比して自己評価の低い職員が少なくないことが伺えました。その背景の一つには虐待死事件があると思われます。事件が職員に与えた影響は大きなもので、職員の中には児童相談所業務に対して自信を失った者もいると推測されますので、幹部職員が面接して業務への頑張りを認めるなど、職員へのメンタル面も含めたアフターフォローが重要と考えます。

福祉司と心理司のペア制度

- ・児童相談所が受理したケース全てに対して、児童福祉司と児童心理司がペアとなって取り組むことを基本原則としていることは、「児童福祉司と児童心理司がチームを組んで対応できる体制が望ましい」と児童相談所運営指針にも記載されているように、適切な取組みと考えます。子どもの立場で考える児童心理司が、児童福祉司のケースワークに意見を述べる仕組みが常に用意されていることは、子どもの権利擁護の視点からも望ましい形態と考えます。全国に紹介できる取組みとも言えますので、新任児童福祉司とペアとなる児童心理司のバックアップ体制を充実させ、制度を継続できるよう努めていただきたいと考えます。

【課題に向けた今後の取組み】

一時保護先の確保

- ・一時保護所を併設していないことによる業務への影響が認められます。県内一の管轄人口、若い世代の転入が多い地域特性、虐待相談件数が一番という児童相談所でありながら、一時保護所が併設されていないことによる不便さ、負担感を職員全体が感じています。一時保護所に替わって一時保護委託先の施設や里親を容易に利用できる状況であれば大きな課題とはなりませんが、現実には施設も満床状態で、一時保護委託できる里親も限られているなど、一時保護先の調整にかなりの労力を割いている実態です。一時保護の困難さが頭をよぎり、一時保護を躊躇する職員心理が働かないようするためにも、一時保護先の確保は早急に解決すべき課題と考えます。広域で県人口 110 万人を超える貴県において一時保護所が 1 か所しかない現状は、他県との比較の中でも少ないと言わざるを得ません。一時保護所の新設、それが困難であれば、一時保護施設基準やガイドラインに沿った的確な行動観察ができる一時保護委託先の確保に向けての取組みが必要と考えます。例えば、委託先施設に対してハード・ソフト両面の特別な予算措置等を行い、施設に一時保護専用施設を設置・運営してもらうなどを検討してはいかがでしょうか。いずれにしても一時保護先確保の調整等で現場職員が労力を割かない状況となるよう、県として早急に改善する必要があると考えます。

児童相談所データベースシステムの活用

- ・児童福祉司と児童心理司の配置が法定数となっている現在も、職員の負担感は減っていません。職員増が困難という状況であれば、現状の業務内容や方法を見直すことが必要かと思います。ただ、虐待ケースの子どもや保護者支援、関係機関調整などのケースワーク業務等で省略できる部分はこれ以上なく、ケースワーク等に付随する事務処理面での省力化の検討が必要と考えます。省力化の一番の方法は IT 化ですが、貴県で導入されている児童相談所データベースシステムは他県と比較して十分な機能が備わっておらず、事務の省力化に寄与していないと思われます。職員ヒアリングでも有効性は感じられないとの意見が出されています。児童相談所データベースシステムを活用している他県の情報を入手し、どのようなシステムが現場職員の負担軽減と

ケース進行管理等に有効なのかを再検討し、新たなシステムの導入やシステムの改修が必要と考えます。

研修機会の確保と福祉等専門職のモチベーションの維持・人材育成

- ・優れた点で述べたように、福祉等専門職採用で配置された児童相談所職員の業務意欲が高いことから意欲ある職員の業務へのモチベーションが維持できるような意図的な取り組みが必要と考えます。所内ミニ研修を定例的に開催するなど、所属としての努力だけでなく、県児童相談所全体として研修等への積極的な取り組みを検討する必要があると考えます。子どもや保護者へのアプローチ手法(例えば、事実確認面接、サインズオブセーフティ、ファミリーグループカンファレンス、ペアレントトレーニングなど)や親子関係の的確なアセスメント手法等を学ぶ機会の提供が、意欲ある職員にとってのモチベーション維持や専門性向上につながると考えます。オンラインを活用した外部研修への参加や外部研修講師招聘による研修の企画を、県児童相談所全体として検討してはいかがでしょうか。
- ・ベテラン職員を市町村支援児童福祉司として配置し、市町村連携を強化していますが、市町村や関係機関アンケートでは、児童相談所業務の実態がわからないとの回答が多く寄せられていました。市町村や施設等とのさらなる連携強化の一方法として、市町村や施設職員の児童相談所での実務研修や、児童相談所職員の市町村や施設での実務研修、また、市町村と児童相談所の職員が双方の受理会議に参加するなどの交流研修の取り組みなども検討してはいかがでしょうか。
- ・福祉職で採用された職員が自身の将来像が見えない状態となっています。福祉職導入 10 年、これを継続・発展させていくためには、職員にキャリアパスを提示し、さらにキャリアラダーによりきめ細かい人材育成の道筋をつけることも重要です。
- ・各県児童相談所の壁を越えた専門職の横のつながりが希薄と思われます。専門職の横のつながりはピアサポートを可能にし、インフォーマルな学習の場やスーパービジョンの場にもなり得るだけでなく、離職防止やメンタルヘルスの向上にも役立ちます。児童相談所の壁を越えた専門職の自主的な学習の場の設定や課題解決の PT 設置を積極的に行うなどによって、県児童相談所全体の専門職のレベルアップも図っていただきたいと考えます。

児童福祉審議会の活用

- ・令和 6 年度施行の子どもの権利擁護のための環境整備、具体的には子どもからの児童福祉審議会への申し立てに関する環境整備については未着手とのことですので、申し立てに備えた体制整備を進める必要があると考えます。児童福祉審議会の活用については、既に貴県二か所の児童相談所第三者評価で改善課題として挙げられている項目ですので、現場が積極的に活用したいと思うような審議会の在り方、運用方法等について県として検討する必要があると考えます。児童福祉審議会は、困難ケースの対応に苦慮している児童相談所への助言指導、時には後ろ盾となってくれる機関であると共に、何よりも子どもの権利擁護を推進する重要な機関です。積極的に活用している自治体の情報を収集し、貴県の状況にあった審議会の活用方法を検討していただきたいと思います。

権利ノートの活用と職員の権利擁護の意識向上

- ・子どもの権利擁護のツールとなる権利ノートの改訂作業を施設職員と共に実施しているとのことですが、権利ノートの意義や活用方法について、児童相談所や施設の職員、里親等が十分認識できていないために活用

されていない状況が全国的に見られます。権利ノートの改訂作業に併せて、改めて児童福祉司や施設職員、里親等に対して、権利ノートの意義や活用方法について周知する取組みを検討されてはいかがでしょうか。その取組みにより、子どもの権利擁護への児童相談所等職員のさらなる理解と意識の向上につながると考えます。

執務室の改善と個人情報の管理

・職員の急増により、チームワークや個人情報文書の保管に支障をきたしております。執務室は 2 か所に分断され、職員間のコミュニケーションがとりにくい状態です。「児相チーム」として業務にあたるためには、円滑で十分なコミュニケーションは不可欠で、職員数が多くても一つの執務室とすることが強く望まれます。また、執務室内にケースファイルの保管場所が作れない状態です。ケースファイルは児童相談所の命ともいえるべき重要な文書です。庁舎の新築が計画されているとのことですが、庁舎完成まで待てる状況ではありませんので、早急に所内又は合同庁舎内の他のスペースを確保し管理するなどの対策が必要と考えます。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	・職員個々がこども家庭ソーシャルワークの基本を押さえ、児童相談所業務に対して前向きな姿勢で、常に子どもと親に対するより良い支援は何かを考えながら丁寧なケース支援をしています。また、専門職としての力量を高める意識と意欲を強く持って、日々業務にあたっています。そのような適切かつ積極的な姿勢を今後も持ち続けて、チームでケースへの支援を継続していただきたいと考えます。
児童相談所	・虐待死事件の発生はありましたが、事件を真摯に受け止め虐待死した子どもの命を無駄にしないという強い姿勢が感じ取れました。事件の振り返り作業を職員全員で行い、反省すべき点の改善策を立て実践していることは望ましいと考えます。今後、死亡事件検証報告で指摘される事項についても、組織全体で改善策を検討して実施していただきたいと考えます。 ・職員アンケートの結果から、業務への取組み実態に比べて自己評価の低い職員が少なくないことが伺えました。その要因の一つには昨年度、発生した虐待死事件が影響しているのではないかと考えられます。事件が職員に与えた影響は大きなもので、職員の中には業務に対して自信を失った者も多くいると推測されます。それら職員へのメンタルヘルス面も含めたアフターフォローについて検討していくことが重要ではないかと考えます。 ・虐待相談件数が多く、インフラが十分でない状況で虐待死を防ぎ適切なケース支援を行うためには、常に基本に立ち返り、日々の業務を確実に行うことが大切です。そのためには児童相談所運営指針や子ども虐待の手引きの内容を組織全体で共有し、基本に忠実なケース支援を行うことが必要と考えます。指針や手引きを組織全体で確認する機会を検討してみتهはいかがでしょうか。 ・個人情報が集約されているケースファイルについて、一部の保管場所が執務室外となっています。個人情報保護の観点からケースファイルの保管場所と管理方法について検討いただきたいと思います。

設置自治体	・既に貴県その他児童相談所の第三者評価で指摘されている児童福祉審議会の活用については、子どもの権利擁護や児童相談所の専門性向上という観点から、開催回数の検討と具体的に活用できる体制整備を進めていただきたいと思います。 ・児童相談所のケースワーク、とりわけ緊急介入を要する虐待ケースでは、一時保護先が安定的に確保されていることが重要です。貴県の人口、虐待相談件数、地理的条件から、県内一か所の一時保護所では児童相談所のケースワーク業務に支障をきたしている状況と言えます。実際、一時保護先確保の調整に相当の労力を割いている現状がありますので、一時保護の課題に対して、現場職員のニーズに即した対応の検討が必要と考えます。 ・児童福祉司、児童心理司の配置は法定数通りとなっていますが、現場職員の業務負担感は大いなものとなっています。子どもの命を左右する対人援助の児童相談所業務ではケースワーク等での省力化を図ることは難しく、それ以外の面での省力化を検討することになります。その第一として、業務に付随する事務処理の軽減が考えられます。現在の児童相談所データベースは統計処理や検索処理の機能はありますが、児童相談所現場で活用される有効な機能があるとは言えません。記録の入力・決定調書の発出・決裁などが連動していないため、実際、省力化につながっておらず、現場職員からも同様の意見が出ていました。先行的な自治体では 20 年以上前にシステム導入し、その後も現場の要望に沿ってシステム改修を行い、省力化やケース進行管理面でかなりの効果を上げています。今後は、先進的なシステムを導入している自治体への情報収集を行い、現場職員の負担軽減に寄与するシステムの導入やシステム改修を検討する必要があると考えます。 ・こども家庭ソーシャルワークを展開するための基本的なインフラが弱く、職員個々のマンパワーでなんとか児童相談所の業務が進められている印象を持ちました。職員配置に比して業務量が多いため、職員が業務負担感を持っているのが実情です。児童相談所業務の主となっている虐待ケースへは、きめ細かい丁寧な対応が求められており、必然的に多くの時間と労力がかかります。そのような実情があることを県が十分認識したうえで、第一線の現場で虐待ケースの対応にあたっている職員を支える体制の強化を検討していただきたいと思います。 ・児童相談所運営指針での児童相談所の組織の在り方は、総務部門は、相談・措置部門、判定・指導部とは区別することになっていますが、八戸児童相談所においては総務部門を統括する課長がおらず、相談・判定等部門の課長が兼務しています。今後は、指針の考え方に沿って区分を検討する必要があると考えます。また、同指針では保健師はアセスメントだけでなく、子どもや家族への支援、市町村母子保健や医療関係機関との調整などが職務内容とされています。現在の保健師配置が保健所との兼務で月 2 日の勤務では、同指針が求める職務内容を遂行できる状況にはなっていません。また、弁護士についても、同指針が求める常勤に準ずる業務量を遂行できる配置とはなっていません。現在、児童福祉法 28 条の申立て手続きは担当児童福祉司が行っているようですが、他自治体の多くは嘱託弁護士等と別に代理人契約を締結して裁判手続きを実施しています。司法手続きには高度な専門性が必要であり、業務過多となっている児童福祉司に法的対応ケースの事務業務まで課すことについては検討が必要と考えます。一時保護の司法審査の開始など、法的対応ケースが増加することを考慮すると弁護士の勤務日数増の検討も必要と考えます。
--------------	---

国	・国は児童相談所に様々な専門職を配置することを求めており、各自治体も専門職確保に向けて努力していますが、人材不足もあり容易に配置できていない状況となっています。現在配置されている専門職にとって児童相談所での業務が、困難でありながらも、やりがいを感じるものとならなければいけません。専門職は常に新たな専門的な知識や技術を求めており、それが業務のやりがいにつながります。しかし、残念ながら日々の業務に追われ研修に参加する時間、また、自治体内部で研修予算が十分確保されていないのが現状です。専門職配置を求めている以上、専門職員が現実的に研修参加できるよう、職員配置基準の上乗せや研修予算の増額について、検討していただきたいと考えます。 ・新たに児童相談所データベースを導入する際の国からの財政補助はありますが、システムの改修やメンテナンスのための補助はありません。全国どこの自治体もシステムは導入していますが、財政面の縛りからか児童相談所の現場にとって有効に活用できるシステムを導入できないところが見られます。業務の効率化やケース進行管理で児童相談所の組織や現場職員が有効に活用できるシステム改修等の予算措置について、検討していただきたいと考えます。
----------	---

第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
【優れている点】 ・意見聴取措置の義務化にあたり、県内 6 児童相談所の職員が意見交換をしながら意見聴取チェックリストを作成し、試行期間を設けたうえで利用を開始されていました。また、その利用にあたって、チェックリストを埋めることが目的ではないとの意識付けがされています。2 度 3 度に分けて行うことや、半構造化の説明の仕方も取り入れられている点からは、意見表明権保障を実質的なものにしようとする取組みは評価できます。 ・一時保護について、子どもの意向と児童相談所の方向性が食い違ったケースで、一時保護先の確保をしつつ子どもへ一時保護の必要性について説明を続けながらも、子どもの意向を尊重するために、子どもの安全も確保できる別の方法も検討するという臨機応変な対応ができていました。一時保護所が近隣に設置されておらず、遠方の児童相談所に設置されている一時保護所を利用しなければならないという厳しい条件下にありながら、必要性をぶれずに判断し、子どもの意向も尊重し最善の利益を目指そうとする姿勢がありました。 【課題に向けた提案】 ・平成 17 年版の権利ノートは、質問の回答部分に子どもの権利条約の注記が入っているという優れた工夫がなされていましたが、説明にあたって権利のわかりやすい説明ができていたかという点には課題があったようです。現在改訂中の権利ノートは、より子どもにわかりやすいものになり、読むだけでも子どもの権利が伝わるものになっていると期待します。ただし、権利ノートを使って説明する際には、権利ノートの記載だけに頼らず、1 人ひとりの子どもの状況に応じて説明者が適宜かみ砕いて説明することが必要です。そのため、児童福祉司だけでなく、里親や施設職員とともに、権利ノートの意義や活用方法を確認する機会を持つことが望まれます。 ・令和 6 年度施行の子どもの権利擁護のための環境整備、具体的には子どもからの児童福祉審議会への申し立てに関する環境整備については未着手とのことですので、申し立てに備えた体制整備が求められます。 ・チェックリストに基づく意見聴取を実践するにあたり、中高生など理解力のある子どもに対しては、チェックリストそのものを子どもと一緒に読みながら子どもの答えを聞いたり、問いを共に考えるという方法を取ると、子どもの意見形成支援にもつながり、年齢に応じた意見聴取措置が実現できると思われます。	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利についての説明を適切に行っているか	B
No.3	様々な場面で子どもに対する説明と意見聴取、記録の作成を適切に行っているか	A
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A

第Ⅱ部 児童相談所の組織

－児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【優れている点】 ・児童相談所の業務経験は浅いですが、現場の福祉職採用職員のケース支援に向き合う姿勢は積極的で、業務への意欲と熱意が感じられました。今後もそのようなモチベーションを維持できるような組織運営の工夫や、福祉職人材が希望をもって業務に向き合えるように、福祉職の将来ビジョン、育成指針、福祉職キャリアパスなどについて、県本庁と児童相談所が共に策定や見直しを行い、児童相談所運営指針(2章5節)に示されている職員の採用・育成・定着支援について、積極的に検討していただきたいと思います。 ・昨年度、発生した虐待死事件について、所内全職員で振り返り作業を行い、現場として感じた課題を明確にしています。課題の一つとして挙げられた、虐待ケースの一部が定例の援助方針会議で議論されず、組織としての進行管理が十分でなかったことの具体的な改善策として、虐待ケース全てを援助方針会議で議論する仕組みを整備し、既に運用されていることは望ましいと対応と考える。 ・施設等で生活する被虐待等の子どもの権利擁護、子どものパーマネンシーを重視し、目の前の業務に追われ職員に見過ごしされがちな施設入所等の子どもに焦点を当てています。里親・施設ケースを重点的に支援する専管部署(里親・施設班)を設置し、入所等の全てのケースに対して支援の見直しと方針の策定を行い、計画的に訪問面接と家族再統合に向けての取組みを実施し、一定の効果を上げていることは評価できます。 ・児童相談所運営指針に沿って、児童相談所が受理した全てのケースに対して、児童福祉司と児童心理司がペアとなって取り組むことを基本原則としていました。子どもの立場で考える児童心理司が児童福祉司のケースワークに意見を述べる仕組みが常に用意されていることは、子ども権利擁護の視点からも望ましい形態と考える。 【課題に向けた提案】 ・児童福祉司、児童心理司は法定数を満たしていますが、現場職員の負担感は軽減されておらず、職員の熱意と努力で何とか日々の児童相談所業務をこなしている現状となっています。児童相談所の虐待ケースへの対応は、単に子どもの安全確保だけで終わるのではなく、被虐待の子どもの心身回復への支援、親への指導・支援、家族再統合(家族関係再構築)の支援など多岐にわたり、時間と労力を要する丁寧な支援等が求められます。貴所においては、県内一の管轄人口、虐待相談件数でありながら、一時保護所が併設されていないという業務遂行上の不利な条件が重なっています。また、業務効率化のキーとなるべくITシステム(児童相談所データシステム)が職員の負担軽減に寄与していないという状況にあります。職員法定数の上乘せが難しいのであれば、業務効率化の観点から児童相談所データシステムの改修等を積極的に検討すべきと考えます。 ・一時保護所が併設されていないことによる弊害が業務に現れています。中央児童相談所の一時保護所入

所調整に時間と労力がかかる、入所できたとしても移送に時間を要する、施設等への一時保護委託も容易でなく依頼電話を何度もしなければならない、などの状況を職員ヒアリングで確認しました。虐待ケースへの対応は、子どもの安全を確保した上で、調査・対応することが基本手順となっており、子ども虐待対応の手引きにもその旨記載されています。虐待相談件数が県内一多い貴所において、一時保護所が併設されていないことは、組織運営上の大きな課題と言えます。数年後に建て替え移転が予定されているようですが、一時保護先確保の問題については、早急に県本庁と協議をし、虐待ケースの対応にあたる児童福祉司等が余裕をもってケースワークができるような組織体制とすることが必要と考えます。

- ・保健師が配置されていますが、現場のニーズに即した十分な体制とはなっていません。保健師配置により、児童相談所における保健・医療面でのアセスメント力の向上は図られるようになってきていますが、保健所兼務で月2日の勤務形態では、ケースへの直接支援や母子保健・医療機関等の関係機関調整の業務が日常的にできる体制とはなっていません。全国の児童相談所では多くの保健師がアセスメントだけでなく、児童福祉司と共に虐待ケース等への直接支援や関係機関調整に関り、大きな成果を上げています。

- ・貴所には弁護士も配置されており、現在、児童福祉法28条などの法的対応ケースが発生した際は、弁護士の助言のもと担当児童福祉司が申立て書を作成しています。しかし、他自治体では弁護士と代理人契約を結び、申立て書作成などの裁判手続きを弁護士に委任し、児童福祉司が弁護士と一緒に対応することが一般的となっています。法的対応ケースに係る職員の業務負担は大きく、また、相当の司法知識も必要となってくるため、通常のケースワーク業務に忙殺されている児童福祉司にその業務を課す体制は見直す必要があると考えます。

- ・職員アンケートでは専門性を課題としてあげる意見が多く出されていました。職員ヒアリングでも、もっと専門性を上げてケース支援を行いたいとの積極的な意見が出されていました。専門性向上の意識を持っている職員が多いうことは好ましいことであり、組織としてはその期待に応える必要があります。職場内のOJTに加えて、毎月定例でテーマ別研修会を実施するなど、所としての努力は認められますが、外部研修への参加の機会が限られ、特に児童福祉司が基本的、先進的なケース支援の知識や技術を学ぶ機会が少ないと考えます。専門性向上に向けた研修への取り組みは県児童相談所全体の課題でもあるので、県本庁、他児童相談所と協議し、研修体系の構築を検討する必要があると考えます。専門性向上への取り組みは、ケース支援の充実だけでなく、福祉職の人材育成、仕事へのモチベーション維持、人材流出の防止など様々な観点からも重要と考えます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	B
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	A
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	B
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	A
No.9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	B
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	B
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	B

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【優れている点】 ・県内の児童相談所内で屈指の相談件数にある状況において、組織力と職員個々の努力で複雑困難な虐待業務に対応していることについて、最大限の敬意を示します。 ・市町村送致については、合意形成できている自治体と間で速やかに行われていることについては評価できます。今後もさらに活発に送致が行われること、また、積極的ではない自治体との間にも送致が多く行われることを期待します。 ・死亡事例を受けて、虐待ケース全てを援助方針会議に提出するように手続きを変更したことは妥当であり、組織全体でケースを共有し、終結の判断を行うことについては、今後も継続していくことが大切かと思います。 【課題に向けた提案】 ・警察からの書類通告ケースの調査について、迅速に対応していることは評価できますが、児童相談所として社会調査がさらにできるとより望ましいと思います。例えば、親族の調査、子どもたちへの聴き取り調査、初回指導後のモニタリングなどがあることで、児童相談所の調査の質量が充実するのではないのでしょうか。軽微な虐待、重篤な虐待について、どのように判断されているのかを少し気になりました。判断基準を明確にしておくことも必要かと思います。 ・今回参加させていただいた援助方針会議で提出された児童福祉司指導解除ケースについて、管内での指導は丁寧に行われており、母子関係の改善に向けた援助については高い評価に値すると思いました。一方で、全国児童相談所長会が定めた『ケース移管・情報提供』の申し合わせによると、本ケースは情報提供するケースに該当します。援助方針会議の場で「数が多いので、このケースは情報提供しない」という発言がありましたが、移管・情報提供に関する全国のガイドラインから外れており、申し合わせ事項について再確認が必要です。 ・一時保護所が県内 1 か所しかなく、その一時保護所にもなかなか入所できない現状は、調査や安全確保の保護の判断に大きな影響を与えています。そのこと自体について組織的に再認識をする必要があります。必要なケースについては、一時保護の権限を適切に行使するという基本的な姿勢を常に組織として持ち続けていただければと思います。 ・市町村と児童相談所の健全な連携に向けて、所管地域のなかでも特に大きな比重を占める八戸市の児童虐待対応部署と児童相談所との間で体制の整備など様々な面で協議が行われ、市と児童相談所の役割が適切に分担されることを期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.12	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
No.13	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.14	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
No.15	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.16	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.17	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
No.18	アセスメントが適切に行われているか	B
No.19	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A
No.20	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	A
No.21	援助指針(援助方針)の決定に際し、組織的に適切な判断が行われているか	A
No.22	援助指針(援助方針)の内容は適切か	A
No.23	市区町村(中核市および特別区を含む)がかかわるケースについて、援助指針(援助方針)に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	A
No.24	在宅指導中の子どもと保護者に対する支援は適切に行われているか	A
No.25	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	A
No.26	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	A
No.27	児童相談所の所管の決定に関し、十分な検討が行われているか	A
No.28	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	B
No.29	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

－社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【優れている点】

・新規の相談に追われ、社会的養護に措置されたケースへの支援が十分に行われていない現状への問題意識から、「里親・施設」担当グループを設置して、専管化しています。専管化したことにより、

- ① 里親や施設職員とのコミュニケーションが密になり、措置中のケースの小さな課題等にも丁寧に対応できている
- ② 措置先が作成した自立支援計画をきちんと検討し、施設や児童相談所での支援に生かされている
- ③ 従来であれば、ただ漠然と措置が継続されていたケースの家族再統合、家庭復帰が実現し、家庭養護優先の原則が実現し始めている、

以上のような成果を生み出し、措置後のケース支援が充実してきています。

措置後のケース支援については、多くの児童相談所が十分行われていないという課題を抱え、いくつかの児童相談所で同様の取組みを行い、少しずつ成果が出ています。1 人の児童福祉司が多くのケースを担当することになりましたが、それでも、頻繁に児童養護施設等への訪問や支援方針の検討がなされている状況は適切と考えます。

・自己評価では「C」と厳しく評価されていますが、支援計画が 3～4 か月ごとに見直されている点は、大変丁寧に行われていると思います。また、施設アンケートにおいても「自立支援計画に対して、意見や助言をもらっている。」との自由意見も付されております。全国的に「措置ケースに対して児童相談所は何もしない」と批判されることが多い中でよい実践がなされています。「里親・施設」担当グループの設置により、児童福祉司が施設を訪問する機会が格段に増え、施設不調の未然防止につながっていると判断されます。今後さらに充実されていくことを期待します。

【課題に向けた提案】

・里親も児童養護施設同様、社会的養護を担う専門機関です。里親が個人的家庭であるとの理由から、児童票等を渡していない児童相談所がありますが、適切に養育していくためには、背景等が分かる児童票は欠かせません。里親として児童福祉法の守秘義務が課せられますので、里親への守秘義務に関する研修を行いながら、児童養護施設と同様の情報共有が継続されることを期待します。

・「里親・施設」担当グループを設置し、専管化したことによって様々な成果が出ていますが、子どもアンケートでは、児童福祉司を知らない、または顔は覚えているが名前がわからないと答えた子どもが、それぞれ 30.5%、27.1% など、「里親・施設」担当グループ職員の子どもへの浸透がまだ十分でないと思われます。また、権利ノートをもってると答えた子どもが 25.4%で、残りは「もっていない(18.6%)」「わからない(55.9%)」と子どもへの支援において、権利への理解を促す取組みが必要ではないかとも思われます。社会的養護に措置された子どもには、権利保障や手厚い支援を行わなければ、将来、大きな社会的課題を生むことになります。専管化により、その分の職員が受付・介入・在宅支援部署から割かれてしましますが、支援されるべき子どもの対応について、トータルに考えると適

切な方法と言えるでしょう。また、措置後のケースの再評価の項目をあげ、その再評価項目の活用について県内児童相談所において標準化されると、さらに良い結果を生むのではないのでしょうか。

- ・高卒後の措置延長についてはほとんど行われていないとのことでしたが、社会的養護に措置された子どもは、「できる限り一般家庭の児童と公平なスタートラインに立って社会に自立していけるよう、自立支援の充実が重要」とされ、措置延長の積極的活用が求められております。具体的には① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等、② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等、③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの、とされています。

措置延長ケースはあまりなく、就職が決まっている高校生は年度末で一斉に措置解除されるとのことですが、措置解除は一律に決定されるものではなく、個別の状況によって判断されるべきだと考えます。自立支援についての考え方については幅広く検討していく必要があると思われます。

措置延長を行うことにより、その分児童養護施設等の定員に空きが出ないという問題が生じますが、その点については、社会的リソースの充実を図るなど別問題として取り組む必要があります。

- ・子どもが施設で生活していくにあたっては、十分な行動診断を含めた援助指針の作成は欠かせず、また、子どもへの動機づけも重要です。しかし、一部児童心理治療施設に措置するにあたって、一時保護施設が利用できない状況から、子ども専門でない精神病院に入院させなければならない場合があるとのことでした。入院による治療が必要な子どもは、入院治療を優先させるべきですが、外来治療で済むようなケースは、一時保護施設を利用して、心理治療施設へのアドミッションケアが行われるとよいと思います。また、安定した一時保護先が確保されず、一時保護先(生活場所)を転々とさせざるを得ない実情があるなど子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行うことができない実情があり、リソースの充実が不可欠です。
- ・社会的養護への措置に向けての一時保護が、一時保護施設で受け入れできないことがあるとのこと。その場合、児童養護施設や里親を短期間で渡り歩かさざるを得ない状況があり、子どもへの負担が大きい状況となっています。また、一時保護施設において受け入れたとしても、片道 2 時間以上かかるなど、保護後の丁寧な子どもとの面接を困難にさせています。県全体の相談の 40%を占める貴所に一時保護施設が併設されていないことへの、なんらかの対策が求められます。当面の対策として、例えば、県として児童養護施設に一時保護専用施設を整備していくことなどが考えられます。
- ・「里親・施設」担当グループを設置している点は高く評価できますが、担当グループの機能を高めていくためには、現状のスタッフ数では不十分であることが否めません。より成果を出していくためには、さらに多くのリソースを注入する必要があります。
- ・養育里親と養子縁組里親のいわゆる二重登録は、子どもと里親の選択肢を増やしている点もありますが、養育里親から養子縁組里親への移行を決断する際に、里親が主導権を握りやすくなる状況も生じます。子どもの法的地位が不安定なまま時間が経過しているケースがありましたので、子どもの意見表明支援措置を含めた進行管理が丁寧に行われることが望まれます。
- ・面会通信制限については、多くの児童相談所で課題となっています。面会通信は子どもの権利でもありますので、制限しなければならない場合は、子どもに十分な説明が求められます。貴所に配属されている弁護士と協議しながら適切に面会通信制限がなされるようにしていただきたいと思います。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.30	社会的養護を必要とする子どもの援助指針(援助方針)の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	A
No.31	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.32	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	B
No.33	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか(指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等)	S
No.34	援助指針(援助方針)の見直しが適切に行われているか	A
No.35	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか	A
No.36	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	B
No.37	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	A
No.38	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
No.39	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
No.40	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
No.41	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	B
No.42	こどもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	B
No.43	18歳以上について、支援を行っているか	A

第Ⅴ部 社会的養育の推進

－家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
【優れている点】 ・「里親・施設担当」グループ（「里親・施設班」）の設置は、社会的養護の元で生活している子どもたちのニーズに基づいており、設置は適切と考えます。大きな成果を出していくのはこれからだと思います。今後は、設置の必要性和メリットなどについて、所内外の職員に丁寧に説明、理解してもらいながら、児童相談所組織の一部署として定着させていくことが大切と考えます。 【課題に向けた提案】 ・里親フォスティング機関と児童相談所の連携は不可欠ですが、現在のフォスティング機関の機能は不十分であり、早急に整備するよう、フォスティング機関側への働きかけを続ける必要があります。 ・青森県では児童福祉審議会の里親認定部会は年二回開催されていますが、家庭養育推進の原則のなかで、里親になることを希望される方も増えてくることが予想されます。年二回の開催が適当なのか、検討していただきたいと考えます。 ・登録されている未委託里親への委託に際し、支援やサポートを入れながらの委託を検討することが必要と思われます。養育里親と養子縁組里親の二重登録を認めていること自体は委託の選択肢が広がるという点ではメリットですが、里親側の意向の尊重が子どものパーマネンシー保障より優先される状況を生むデメリットもあることを考慮し、支援する工夫が求められます。	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.44	家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
No.45	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
No.46	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	A

第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援

- － 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか
- 家族に対して必要な支援が行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
【優れている点】 ・虐待介入や相談支援において、リスクの見落としをしないようにする、家族の持つストレングスをどう引き出すかを意識した関係づくりを時間かけて行う、介入と支援のバランスを考えながら相談にあたっていると中堅職員が語っていることから、児童相談所として家族の問題にばかり目を向けるのではなく、ストレングを頼りに支援していくとの基本姿勢が感じられます。こうした姿勢が、虐待者とのラポールを形成し、養育の改善につながるものと思われます。注意指導による支援は一時的で、真の改善にはならないものですので、介入と支援のバランスやストレングを重視した支援は適切と考えます。また、家族のニーズを適当な相談機関に繋いでいくことも適切に行われています ・報告を受けた事例では、親の気持ちに寄り添うことで親の自ら変わろうとする力を引き出し、強化する、また、親とのラポールを形成しながら、親に地域関係機関の有効性を理解させるなど、親への丁寧な支援がなされていました。 【課題に向けた提案】 ・家族のストレングに着目した支援、虐待者とのラポール形成を重視した支援を基本姿勢としてしますが、職員ヒアリングの中では、「相談ニーズのない通告ケースにおいて、もっと丁寧に対応すべきだと思っているが、担当ケース数が多く十分にできていない」との感想が職員から語られました。担当ケース数の軽減に向けた取組みを検討し、職員が望む丁寧な対応が全てのケースにおいて実現できることを期待します。 ・傍聴した援助方針会議では、虐待通告ケースの調査後のモニタリングを子どもの所属機関に一任したことで、終結判断としているものがありました。家族支援は、養育の改善を児童相談所が把握し、それを家族に伝えることによりエンパワメントさせ、適切な養育を継続できるようにすることが理想です。貴所では、受理件数が多いため、そこまで丁寧に行えないとの職員の声を聞きましたが、養育の改善が一時的なものにならないために、児童相談所自身によるモニタリングが必要と感じました。未処理ケースの件数が増加し、担当児童福祉司やSVの心理的負担は増えますが、進行管理を児童相談所データベースシステムにて効率的に行っている自治体もあります。データベースシステムの改善等により、職員の業務量を軽減し、丁寧な対応がなされるよう期待します。	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.47	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.48	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
No.49	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
No.50	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	A

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携

- － 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
- 児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【優れている点】 ・市町村支援児童福祉司が置かれ、月 2 回、管轄する市に、相談の受け方や保護者への接し方などのノウハウを伝える取組みが行われていること、また、年 3 回町村の担当職員を対象とした研修会を実施していることは、関係機関アンケートにおいても評価されており、児童相談所の市町村支援機能を具現化したものとして高く評価できます。 ・要対協の中で児童相談所の介入が求められたケースにおいて、ケースに関する情報を適時に共有し、適切に対応している事例がありました。また、市町村と児童相談所と支援方針が異なる在宅ケースにおいて、児童相談所の支援方針の理由を市町村に丁寧に説明し、理解を得たうえで、在宅ケースの家庭支援の役割分担をしながら適切に行っている事例もありました。今後も、市町村との連携の密にしたケース支援を継続していただければと思います。 【課題に向けた提案】 ・市町村支援児童福祉司の取組みによって、日頃から助言や支援が継続的にできていますが、関係機関アンケートには、事案送致について市町村と児童相談所の間で温度差があるとの回答もありました。今後は、支援を受ける側の市町村が、児童相談所との間で主体的かつ積極的な役割分担を考えられるよう、さらなる連携強化を目指して、共通アセスメントツールを用いた研修や相互に受理会議へ参加する交流研修などの取組みを検討してはいかがでしょうか。 ・児童福祉審議会は日々、困難ケースの対応に苦慮している児童相談所への助言指導、時には後ろ盾となってくれる機関であると共に、令和 4 年の児童福祉法改正に伴い子どもの権利擁護のための環境整備の中心となる重要な機関です。また、児童福祉審議会利用の活性化については、既に貴県二か所の児童相談所第三者評価で改善課題として挙げられています。 子どもの権利擁護の環境整備は、県に義務付けられた業務です。県には、可及的速やかに、児童福祉審議会を児童相談所の現場が積極的に活用したいと思うような審議会の運用方法等（開催頻度を多くするなど）について検討していただきたいと思います。児童福祉審議会を積極的に活用している自治体の情報を収集したり、県内外にかかわらず子どもの権利擁護の専門家を委員に採用するなど、抜本的な改革に着手していただきたいと思います。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.51	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
No.52	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	A
No.53	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A
No.54	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
No.55	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
No.56	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	A
No.57	児福審からの意見聴取や報告を適切に行っているか	C